

## 地 域 再 生 計 画

### 1 地域再生計画の名称

有明海再生を支えるみなとづくり計画

### 2 地域再生計画の作成主体の名称

佐賀県、佐賀市

### 3 地域再生計画の区域

佐賀市及び佐賀県藤津郡太良町の区域の一部  
(広江漁港及び大浦港)

### 4 地域再生計画の目標

#### 【地域の特性及び課題】

有明海は福岡、佐賀、長崎、熊本の4県に囲まれた内湾性の海域で、総面積は東京湾や伊勢湾等とほぼ同程度の約1,700km<sup>2</sup>である。本県海域は有明海的最奥部に位置し、最も深いところでも20数mと非常に浅く、干満差は6メートルにもおよび大潮の干潮時には約8,600ha（全国の約1/6を占める）の広大な干潟が現れる。筑後川をはじめ多くの河川が流れ込むため栄養分が多く、魚介類やその幼稚仔の成育場であるとともに全国有数の海苔養殖漁場となっている。また、有明海は特産生物の宝庫であり、ムツゴロウ、エツ、ワラスボ、ハゼクチ等国内では他で見られない生物が15種類も生息している。

このような「宝の海」として知られる有明海も、近年、相次ぐ赤潮の発生、貝類の極端な減少、平成12年の海苔の大凶作など、異変とも言えるようなことが多発したため、有明海の環境、漁業の再生を図ろうと平成14年11月「有明海・八代海を再生するための特別措置に関する法律」が施行された。佐賀県では、この法律に基づき各種施策を実施しているが、漁業が有明海沿岸域の主要な産業となっていることから、その振興が重要な課題となっている。

広江漁港は、有明海的最奥部の佐賀市内を流れる一級河川八田江の下流部に発展してきた漁港で、登録漁船数、漁業生産額ともに戸ヶ里漁港に次ぐ県内2位の漁港である。冬場の海苔養殖が主力であるが、天候に左右されやすく、また、海苔の輸入制限枠拡大による価格の下落などが懸念されている。

このため、沖合の養殖場で摘み取った原藻をいち早く加工し、高品質の海苔を生産するための航路・泊地浚渫が必要である。また、安定的な収益確保を図るために、県では、夏場の採貝漁業や刺し網漁業などの振興を図り、周年生産体制の確立を目指している。漁場となる県南部の太良町沖は、水深などの条件

に恵まれており、県により魚礁設置などの開発も実施されているため、広江漁港をはじめ県内の漁港から多くの漁船が出漁しているが、干満差が大きくひとたび沖合の漁場にでると、干潮時には基地港に帰れない状態となり、天候の急変に対応できず、避難場所の確保が安全操業上の課題となっている。

一方、大浦港のある太良町は、佐賀県南西部に位置しており、町の大部分が多良岳山系から有明海に向かうなだらかな丘陵地であり、平地は海岸部にわずかにあるのみである。町の主な産業としては、丘陵地域のほぼ全域で栽培されている「みかん」と豊かな有明海に支えられた海苔養殖、潜水器によるタイラギ漁等の漁業である。さらに、最近では、ワタリガニ（ガザミ）、カキ等を資源として、観光の振興にも力を入れている。

大浦港は、町内で産出される石材の積出港として栄え、有明海各地の堤防工事等に捨石の供給をしてきた。また、潜水器漁業の技術を活かし港湾・漁港工事の潜水士として従事する漁業者の中から建設業を起業する人が増え、潜水士船や起重機船等の作業船の基地港にもなっている。さらに、国土交通省九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所に配備されている環境整備船「海輝」の中継港に指定されているが、航路・泊地の水深が確保できていないため、十分な機能が発揮できずにいる。

### 【地域再生計画の意義及び目標】

有明海沿岸域の活性化を図るためには、本地域の主要産業である漁業の振興（漁家の収益の増加、就労環境の改善、担い手の育成等）を図ることが必要である。有明海の主産物である海苔の生産額を増大させるためには、品質確保が重要な課題となっているが、そのためには沖合の養殖場で摘み取った原藻をいち早く加工しなければならない。上げ潮時にいっせいに帰港してくる漁船が潮待ちをせずスムーズに陸揚げできることが必要であり、広江漁港において、航路・泊地の浚渫を実施する。

また、大浦港においては、本港を基地とする工事用船舶や石材運搬船及び環境整備船「海輝」の潮待ちの生じないスムーズな入出港を可能とするため、広江航路・泊地の浚渫を行う。

このように、豊かな有明海の環境保全や漁業振興を図るためには、環境整備船や漁船等が安全に航行するための航路・泊地浚渫が不可欠であることから、港湾及び漁港施設を整備するとともに有明海の再生を図る事業等を併せて実施することで、当該地域の活性化を目指す。

### （目標１）有明海苔の品質向上

広江漁港の航路・泊地の水深の確保を行うことにより、主力産品である海苔

の品質向上を図り、総生産枚数のうち贈答品として扱われている上三等級以上の割合を向上させる。

11%（平成17年）→15%（平成22年）

## （目標2）大浦港における入出港時の潮待ちの解消

大浦港の航路・泊地の水深の確保を行うことにより、船舶の常時入港を可能とし、潮待ちを解消する。

潮待ちが必要な時間の割合 40% → 0%

## 5 目標を達成するために行う事業

### 5-1 全体の概要

広江漁港においては、陸揚げ作業の効率化や漁船航行の安全確保や利便性の向上のため、航路・泊地の浚渫を行う。

また、大浦港においては、作業船、環境整備船等の安全確保や利便性向上のため、広江地区の広江航路・泊地の浚渫を行う。

上記港湾及び漁港施設の整備と併せ、有明海の再生に係る事業等を実施することにより、当該地域の活性化を図る。

### 5-2 法第4章の特別の措置を適用して行う事業

#### 港整備交付金を活用する事業

[施設の種類（事業区域）事業主体]

- ・港湾施設（大浦港） 佐賀県
- ・漁港施設（広江漁港） 佐賀市

[整備量]

- ・港湾施設…水域施設（航路・泊地）
- ・漁港施設…水域施設（航路・泊地）

[事業期間]

- ・港湾施設 平成19年度～平成21年度
- ・漁港施設 平成20年度

[港整備交付金の総事業費]

- ・総事業費 270,000千円
  - 港湾施設 120,000千円（うち交付金 48,000千円）
  - 漁港施設 150,000千円（うち交付金 75,000千円）

### 5-3 その他の事業

#### ○海域環境のモニタリング調査及び浮遊ゴミの回収による水質の浄化（国）

九州地方整備局熊本港湾・空港整備事務所に配備されている環境整備船「海輝」により、海域環境のモニタリング（水質・底質調査等）調査及び有明海・八代海に浮遊しているゴミ等の回収、処分が実施されている。

#### ○<sup>じりょうばいようしょう</sup>餌料培養礁設置事業（県）

有明海の漁船漁業の振興を図ることを目的に、魚類の<sup>じりょう</sup>餌料生物が効率的に付着・増殖する<sup>じりょうばいようしょう</sup>構造物（餌料培養礁）を漁場に設置し、<sup>じりょう</sup>餌料生物を増やして魚類資源の回復・増大を図ることとしている。

#### ○<sup>さくれい</sup>作濘事業（県）

有明海西部地区の漁場は、平成12年度の海苔不作以降、赤潮の発生に伴う海苔の色落ち被害や流速の減少等による病害が頻発しており、養殖漁場の改善が急務となっている。このことから、人工的に<sup>みおすじ</sup>濘筋を作ることにより流況を改善し、海苔の品質向上を図ることとしている。

#### ○海底耕耘・清掃事業（県）

有明海沖の漁場においては、浮泥の堆積等により底質の悪化が進んでいることから、海底耕耘・清掃による漁場環境の改善を図ることとしている。

#### ○ナルトビエイ駆除事業（県）

ナルトビエイは有明海のタイラギ、アサリ、カキ等の重要二枚貝を捕食し、漁業被害を与えていることから、これを駆除して重要二枚貝の資源回復を図っている。

## 6 計画期間

平成19年度～平成21年度（3ケ年）

## 7 目標の達成状況に係る評価に関する事項

4に示す地域再生計画の目標については、県、市の関係部局において毎年必要な調査を行い、状況を把握し、達成状況の評価、改善すべき事項の検討を行うこととする。

## 8 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし